

低所得世帯の軽減制度

国保加入者と世帯主の所得の合計が一定以下の世帯については、保険税のうち、均等割及び平等割の7割・5割・2割が軽減されています。

平成31年度に引き続き、令和2年度も軽減の範囲が拡大されることになりました。

拡充後（令和2年度以降）軽減判定所得

- 7割軽減 軽減判定所得が33万円以下の世帯
- 5割軽減 軽減判定所得が33万円+**28.5万円**×（被保険者数+後期高齢者医療制度に移行した人の数）以下の世帯
- 2割軽減 軽減判定所得が33万円+**52万円**×（被保険者数+後期高齢者医療制度に移行した人の数）以下の世帯

軽減判定所得早見表

被保険者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円以下	61万5千円以下	85万円以下
2人		90万円以下	137万円以下
3人		118万5千円以下	189万円以下
4人		147万円以下	241万円以下
5人		175万5千円以下	293万円以下

注意1：前年中の総所得（申告分離所得を含む）+ 譲渡所得の特別控除額 + 専従者控除額で、擬制世帯主の所得を含みます。

注意2：65歳以上の年金受給者については、15万円の特別控除を差し引いた額が、軽減判定所得となります。

注意3：後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置があります。

